

緑と花の沿道推進事業補助制度の見直し（案）

1、制度の概要と見直しの背景

道路沿いに新たに生垣等の造成等をしようとする者に対し、必要な経費の一部を補助する事業であるが、近年の補助実績は低調な状態が続いており、令和6年度事務事業評価では制度の見直しについて指摘を受けているため、本市の現状に即した制度改正について検討する。

2、見直しの検討案

- （1）地表から 60cm 以上のブロック塀等の撤去を伴わないときは補助金の交付の額を 1/2 とする旨の記載を削除する。

現行	検討案
第4 補助金の交付額 2 前項の場合において、別表に規定する生垣の造成又は花壇の造成をし、地表から 60 センチメートル以上の高さのブロック塀等の撤去を伴わないときは、補助金の交付の額を2分の1とする。	第4 補助金の交付額 <u>(左記要件削除)</u>

- （2）補助金交付の適用除外の要件について、西東京市人にやさしいまちづくり条例に該当するについても補助要件の対象とする。

現行	検討案
第5 補助金交付の適用除外 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。 （1） 略 （2） <u>西東京市みどりの保護と育成に関する条例（平成13年西東京市条例第128号）第12条又は西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）第41条の規定に該当する開発事業</u> （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの	第5 補助金交付の適用除外 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。 （1） 略 （2） 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

- (3) 生垣造成、フェンス緑化の補助要件について、設置位置を道路に面している部分に限定していたものから、隣地に接している部分まで拡大する。

現行	検討案
【生垣の造成 補助要件】 生垣の植栽数は1メートル当たり2本以上とし、生垣の総延長は3メートル以上（道路に面している部分に限る。）あること。 【フェンスの緑化 補助要件】 列植部分の総延長が3メートル以上（道路に面している部分に限る。）あること。	【生垣の造成 補助要件】 生垣の植栽数は1メートル当たり2本以上とし、生垣の総延長は3メートル以上（道路に接している部分又は道路上から容易に見渡せる奥行5メートル以内の範囲（以下「接道面」という。）に限る。）あること。 接道面に係る補助金の交付を受ける者は、隣地に接している部分においても補助金の交付を受けることができる。この場合において、生垣の植栽数は、1メートルあたり2本以上とする。 【フェンスの緑化 補助要件】 列植部分の総延長が3メートル以上（道路に接している部分又は道路上から容易に見渡せる奥行5メートル以内の範囲（以下「接道面」という。）あること。 接道面に係る補助金の交付を受ける者は、隣地に接している部分においても補助金の交付を受けることができる。

- (4) 基準額について、多摩 26 市の中でも最高額となるよう設定し、1 件あたりの交付額の拡充を図る。

フェンス緑化については「フェンスの設置＋フェンスの緑化」の合計額が生垣や花壇の造成と同額となるよう設定する。

現行	検討案
【基準額】 (1) 生垣の造成 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>6,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) 花壇の造成（花き等の購入を含む。） 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>6,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) フェンスの設置 1メートル当たり <u>5,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) フェンスの緑化 緑化延長に1メートル当たり <u>2,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (3) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>6,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。	【基準額】 (1) 生垣の造成 1メートル当たり <u>14,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) 花壇の造成（花き等の購入を含む。） 1メートル当たり <u>14,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (1) フェンスの設置 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (2) フェンスの緑化 緑化延長に1メートル当たり <u>4,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。 (3) ブロック塀等の撤去 1メートル当たり <u>10,000 円</u>とし、20メートルを限度とする。